

特定非営利活動法人日本食道学会 食道外科専門医制度規則 施設認定施行細則

第1章 総則

第1条 この法人(以下「本学会」という)における食道外科専門医制度規則の施設認定の施行にあたり規則に定められた以外の事項については、この施行細則の規定に従うものとする。

第2条 この施行細則は食道外科専門医制度における施設認定あるいは更新を行う場合において適応する。

第2章 部会

第3条 施設認定部会(以下「本部会」という)は、規則第19条第2項を遂行するために次の各号の業務を管掌する。

- (1) 申請資格の審査
- (2) 認定審査
- (3) 申請資格および認定審査に必要な調査
- (4) その他、本制度の資格認定業務に必要な事項

第4条 施設認定に関する業務を円滑に施行するために全国を次の6地区に区分する。

北海道・東北(青森・岩手・宮城・秋田・山形・福島の各県)

関東(東京・茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉・神奈川の各都県)

中部(富山・石川・福井・新潟・長野・山梨・岐阜・静岡・愛知・三重の各県)

近畿(京都・大阪・滋賀・兵庫・奈良・和歌山の各府県)

中国・四国(鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知の各県)

九州(福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島の各県)・沖縄

第5条 本部会の定数は、部会長、理事長、専門医制度委員会委員長、食道外科専門医認定部会部会長、食道外科専門医カリキュラム設定部会部会長のほか、約12名とする。

2. 本部会の定数は、外科6名を各地区1名から選任し、他の6名は内科2名、放射線科2名、その他の臨床科1名、基礎医学1名を分野別に配分する。

第6条 部会は次の要項に従って運営される。

- (1) 部会の成立は部会員現在数の2/3以上とし、文書による委任を認める。
- (2) 議事は出席者の過半数の同意によって決する。可否同数の場合は、部会長がこれを決する。
- (3) 議事録は部会長が作成し、部会長および議事録署名人(出席部会員2名)が署名し、事務局に保管する。

第3章 認定施設の認定

第7条 本部会は毎年次の認定施設の認定業務に関する要項を決定し、ホームページによって会員に公告する。

2. 認定施設の認定業務は、申請の行われた年の12月31日までに完了しなければならない。

第8条 認定施設の申請ならびに更新に関する審査は、書類審査によって行う。更新期間は5年毎とする。

2. 本部会が必要と認めた場合は、申請施設への実地調査を行うことができる。
3. 本部会は、申請書類の正本ならびに審査結果を本学会事務局に受理した日から5年間保管する。

第9条 本部会は、認定申請書類の審査により食道外科専門医制度規則第23条および施設認定施行細則第11条の資格のすべてに該当するか否かを判定して申請資格の適否を審査し、その結果を専門医制度委員会に報告する。

2. 理事会は、専門医制度委員会の判定に基づいて認定施設を認定する。
3. 理事長は、理事会の決定に基づいて認定証を発行する。
4. 理事長は、認定されなかった申請者に対し、その理由書を発行する。

第10条 施設認定を申請または更新する修練責任者は、審査を受けようとする年の7月31日までに必ず到着するように認定施設申請書類を本部会に提出しなければならない。

第11条 認定施設申請施設あるいは更新施設は、次の各号に定めるすべての資格を有していなければならない。

(1) 食道疾患症例の入院による診断・治療が5年間100例以上、このうち食道外科手術が5年間50例以上行われていること。
(2) 平成26年以降の施設認定では、食道外科専門医または暫定食道外科専門医である修練責任者が常勤していること。ただし、平成25年までの暫定措置として、施設認定を申請する修練責任者は外科系の食道科認定医で代行できる。
(3) 別に定める食道外科専門医修練カリキュラムを有すること。
(4) 放射線治療施設が完備していること、もしくは連携施設で適切な放射線治療が行えること。
(5) 剖検ができる体制が整っていること。術中迅速病理診断が可能であること。
(6) 食道疾患に関する教育行事(症例検討会、死因検討会など)が定期的に開かれていること。
(7) 研究発表が学術雑誌または学術集会で継続的に行われていること。
(8) 日本食道学会の食道癌全国登録および日本胸部外科学会の学術調査(食道外科分野)に報告していること。症例登録を怠ると施設認定を取り消すことがある。

第12条 認定施設の修練責任者は認定施設の更新時に指導的第一助手が15点以上なければならない。

第4章 規則の施行、変更

第13条 この施行細則は、本部会の勧告により専門医制度委員会および理事会の議を経て変更または廃

止することができる。

附則

- (1) この規則は平成 21 年 12 月 5 日から施行する。
- (2) この施行細則は平成 22 年 3 月 6 日から改定する。
- (3) この施行細則は平成 23 年 9 月 26 日から改定する。
- (4) この施行細則は平成 24 年 4 月 19 日から改定する。